

第9期事業年度（平成21年度）財務諸表等に関する監事意見書

平成22年6月24日

独立行政法人国立美術館
理事長 青柳正規 殿

独立行政法人国立美術館

監事

黒川亮子

監事

金木不清

私たち監事は、独立行政法人通則法第三十八条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の第9期事業年度（平成21年度）の財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する監査を行った。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員から説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧及び証憑書類との対合、その他必要と認めた監査手続きを実施した。事業報告書については、関係する役職員から説明聴取、館長会議への出席その他議事録等により業務運営についての状況の監査を行った結果を基に、事業報告書との整合性を確認した。

また、会計監査人より監査の概況及び監査結果について説明を受けた。

II 監査の結果

- 1 財務諸表は法令及び独立法人会計基準に従い適正に表示していると認める。
- 2 事業報告書は業務運営の状況を正しく示していると認める。
- 3 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。
- 4 なお、重要な会計方針の変更に記載されているとおり、運営費交付金収益の計上基準について、従来、美術工芸品の修復に関しては、期間進行基準を採用していたが、当事業年度より業務達成基準を採用している。この変更は今後、長期的かつ高額な修復が見込まれることによるものであり、運営費交付金収益計上基準の変更は正当と認める。また当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、金融商品の時価等の開示を行うこととなっているが、保有している金融商品の重要性が乏しいため、注記の省略していることは重要性の原則からして妥当なものと認める。同様に「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」の当事業年度からの適用についても、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略していることは重要性の原則からして妥当なものと認める。

以上